

商品名	変動固定ミックス型 住宅ローン								
融資要綱	J A住宅ローン	J A住宅ローン 100%応援型	J A住宅ローン借換応援型						
お使いみち	<p>ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とします。</p> <table border="1" data-bbox="323 360 1474 1178"> <tr> <td data-bbox="323 360 711 510"> ①住宅の新築・増改築・改装・補修。 ②新築住宅（土地付住宅および分譲マンションを含む。）の購入。 ③中古住宅（土地付住宅および分譲マンションを含む。）の購入。 </td> <td data-bbox="711 360 1099 510"></td> <td data-bbox="1099 360 1474 510"> ①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金（借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む。）とお借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせて増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ③上記①・②の借入とあわせて他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。）と借換に伴う諸費用。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 510 711 1178"> ④土地の購入（5年以内に新築し居住する予定があること）。 ⑤駐車場用地の購入（事業用は不可とし、住宅の隣地に限る）。 ⑥他金融機関から借入中の住宅資金の借換および借換とあわせて増改築・改装・補修。 ⑦上記①～⑥の借入とあわせて他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。）。 ⑧①～⑦に付随して発生する一切の費用。 </td> <td data-bbox="711 510 1099 1178"> ④土地の購入（2年以内に新築し居住する予定があること）。 ⑤①～④の借入とあわせて他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。）。 ⑥上記①～⑤に付随して発生する費用。 </td> <td data-bbox="1099 510 1474 1178"></td> </tr> </table>			①住宅の新築・増改築・改装・補修。 ②新築住宅（土地付住宅および分譲マンションを含む。）の購入。 ③中古住宅（土地付住宅および分譲マンションを含む。）の購入。		①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金（借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む。）とお借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせて増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ③上記①・②の借入とあわせて他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。）と借換に伴う諸費用。	④土地の購入（5年以内に新築し居住する予定があること）。 ⑤駐車場用地の購入（事業用は不可とし、住宅の隣地に限る）。 ⑥他金融機関から借入中の住宅資金の借換および借換とあわせて増改築・改装・補修。 ⑦上記①～⑥の借入とあわせて他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。）。 ⑧①～⑦に付随して発生する一切の費用。	④土地の購入（2年以内に新築し居住する予定があること）。 ⑤①～④の借入とあわせて他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。）。 ⑥上記①～⑤に付随して発生する費用。	
①住宅の新築・増改築・改装・補修。 ②新築住宅（土地付住宅および分譲マンションを含む。）の購入。 ③中古住宅（土地付住宅および分譲マンションを含む。）の購入。		①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金（借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む。）とお借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせて増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ③上記①・②の借入とあわせて他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。）と借換に伴う諸費用。							
④土地の購入（5年以内に新築し居住する予定があること）。 ⑤駐車場用地の購入（事業用は不可とし、住宅の隣地に限る）。 ⑥他金融機関から借入中の住宅資金の借換および借換とあわせて増改築・改装・補修。 ⑦上記①～⑥の借入とあわせて他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。）。 ⑧①～⑦に付随して発生する一切の費用。	④土地の購入（2年以内に新築し居住する予定があること）。 ⑤①～④の借入とあわせて他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。）。 ⑥上記①～⑤に付随して発生する費用。								
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当 J A 地区内に在住または在勤の方で当 J A の組合員の方。 （新たに組合員になる場合には、当 J A 所定の出資金をお預かりさせていただきます。） ・お借入実行時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終ご返済時の年齢が満 80 歳未満の方。なお、最終ご返済時の年齢が満 80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定の満 18 歳以上の子供を連帯債務者とするにより、お借入れが可能となります。 <table border="1" data-bbox="323 1424 1474 1760"> <tr> <td data-bbox="323 1424 711 1760"> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 </td> <td data-bbox="711 1424 1474 1760"> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度税込年収が 300 万円以上ある方。ただし、自営業者の方は過去 3 か年間の各年の所得金額（税引前所得）が 300 万円以上、かつ当 J A とのお取引が原則として 1 年以上ある方（お取引内容等その他条件については、当 J A 窓口にご確認ください。）。なお、同居される配偶者の方を連帯債務者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配偶者の方どちらか一方の所得が 250 万円以上であり、合算後の所得が 400 万円以上である方。 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・勤続年数が 1 年以上の方（自営業の方は営業年数が 3 年以上の方。）。 ・当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ・団体信用生命共済（保険）に加入できる方（共済（保険）掛金は J A が負担します。）。 ・その他当 J A が定める条件を満たしている方。 ・連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。 			<ul style="list-style-type: none"> ・前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度税込年収が 300 万円以上ある方。ただし、自営業者の方は過去 3 か年間の各年の所得金額（税引前所得）が 300 万円以上、かつ当 J A とのお取引が原則として 1 年以上ある方（お取引内容等その他条件については、当 J A 窓口にご確認ください。）。なお、同居される配偶者の方を連帯債務者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配偶者の方どちらか一方の所得が 250 万円以上であり、合算後の所得が 400 万円以上である方。 				
<ul style="list-style-type: none"> ・前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度税込年収が 300 万円以上ある方。ただし、自営業者の方は過去 3 か年間の各年の所得金額（税引前所得）が 300 万円以上、かつ当 J A とのお取引が原則として 1 年以上ある方（お取引内容等その他条件については、当 J A 窓口にご確認ください。）。なお、同居される配偶者の方を連帯債務者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配偶者の方どちらか一方の所得が 250 万円以上であり、合算後の所得が 400 万円以上である方。 								

お借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・据置期間を含め 3 年以上 50 年以内とし、1 か月単位とします。ただし、他金融機関からの借入中の住宅資金の借換の場合、借入期間は原則として現在お借入中の住宅資金の残存期間内とし、据置期間の設定はできません。 ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。 <p>なお、その他資金用途による条件もありますので、詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・据置期間を含め 3 年以上 50 年以内とし、1 か月単位とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3 年以上 40 年以内とし、1 か月単位とします。 <p>ただし、原則として現在他金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。 		
お借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・年間元金ご返済額の前年度税込年収（自営業の方は前年度税引前所得）に対する割合が当 J A の定める範囲内とします。 ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500 万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部部分に対する借入金額の 2 分の 1 以下とします。 <p>なお、その他資金用途による条件もありますので、詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。 <p>原則として所要金額の 85% 以内かつ担保価格の範囲内であることをとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。 <p>ただし、年間元金ご返済額の前年度税込年収（自営業の方は前年度税引前所得）に対する割合が当 J A の定める範囲内であり、所要資金および J A 所定の担保評価額に消費税、保証料、諸費用等を加えた範囲内とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。 <p>ただし、年間元金ご返済額の前年度税込年収（自営業の方は前年度税引前所得）に対する割合が当 J A の定める範囲内、所要資金の範囲内とします。</p>
<p>※毎月返済の場合は、ボーナス併用返済が可能です。</p> <p>なお、ボーナス返済分のお借入金額は、お借入金額全体の 50% 以内（1 万円単位）とします。</p>			

<p>ご返済方法</p>	<p>・元利均等または元金均等返済（毎月返済、年2回返済）</p> <p>※毎月返済の場合は、6ヵ月ごとの特定月に返済金額を増額するボーナス併用返済も可能です。</p> <p>※元利均等返済とは、毎回の返済額（元金+利息）が一定金額となる返済方法です。</p> <p>※元金均等返済とは、毎回の元金の返済額が一定で、元金残高に応じた利息の返済額が毎回変わるため、毎回の返済額（元金+利息）が異なる返済方法です。</p>														
<p>固定金利・変動金利の選択</p>	<p>① 当初お借入時に固定金利スタート、または変動金利スタートのいずれかを選択いただきます。なお、固定金利スタートの場合、当初の固定金利期間は3・5・10年の中から選択いただきます。変動金利スタートの場合、当初の変動金利期間はお客様の任意となります。</p> <p>② 固定金利選択の取り扱いは次のようになります。</p> <p>A. 固定金利期間満了時または変動金利期間中、その時点での新利率にて固定金利を選択いただけます。なお、固定金利期間中も他の金利種類へ変更いただけます。</p> <p>〔例〕当初固定金利期間5年を選択された場合は、借入当初の利率が適用されるのは5年間に限ります。固定金利期間中も他の金利タイプへの変更が可能です。当組合所定の手数料をいただきます。5年経過時点で再度その時点での固定金利を選択することができますが、この利率は借入当初の利率と異なる可能性があります。</p> <p>B. 固定金利期間満了時、固定金利再選択のお申し出がない場合は、自動的にその時点での変動金利に切替させていただきます。なお、変動金利選択後も再度固定金利を選択することができます。</p> <p>③ 固定金利または変動金利へ切替の都度、毎回返済額は変更になります。</p> <p>④ 固定金利期間満了後に変動金利を選択した場合の利率は、金利動向等により年2回見直しを行いません。</p>														
<p>担保</p>	<p>・原則としてご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。）に第1順位の抵当権（又は根抵当権）を設定登記していただきます。</p> <p>※当JA、保証機関が必要と判断する場合には、建物の火災共済（保険）の付保確認および質権設定をさせていただきますことがあります。</p>														
<p>保証人</p>	<p>・当JAが指定する保証機関（静岡県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p>														
<p>保証料</p>	<p>・保証料の支払い方法には一括前払い型と利息組込み型があります。</p> <p>【一括前払い型】</p> <p>お借入時に一括して保証料をお支払いいただきます（0.100%、0.150%、0.200%、0.250%）。</p> <p>【お借入額 100万円あたりの一括支払保証料（例）年 0.150%】</p> <table border="1" data-bbox="391 1585 1473 1686"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>10年</td> <td>20年</td> <td>30年</td> <td>35年</td> <td>40年</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>6,472円</td> <td>11,047円</td> <td>14,069円</td> <td>15,136円</td> <td>15,948円</td> <td>17,049円</td> </tr> </table> <p>【利息組込み型】</p> <p>約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>なお、保証料は年0.090%～0.200%です。</p> <p>・別途、50,000円の一括保証料をお支払いいただきます。</p>	お借入期間	10年	20年	30年	35年	40年	50年	保証料	6,472円	11,047円	14,069円	15,136円	15,948円	17,049円
お借入期間	10年	20年	30年	35年	40年	50年									
保証料	6,472円	11,047円	14,069円	15,136円	15,948円	17,049円									

<p>団体信用生命共済 (保険)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済（保険）掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" data-bbox="427 338 1385 779"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.100%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.100%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.100%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.200%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.100%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.300%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（ワイド）</td> <td>年 0.200%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.100%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.100%	団体信用生命共済（連生）	年 0.100%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.200%	がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.100%	がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.300%	団体信用生命共済（ワイド）	年 0.200%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	なし																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.100%																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.100%																		
団体信用生命共済（連生）	年 0.100%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.200%																		
がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.100%																		
がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.300%																		
団体信用生命共済（ワイド）	年 0.200%																		
<p>9 大疾病補償 保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、借入利率に年 0.30% が加算されます。 																		
<p>手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務取扱手数料 33,000 円（税込）が必要となります。 ご融資後に、全額または一部繰上返済を行う際には、次の繰上返済手数料が必要です。 全額繰上返済の場合 …55,000 円（税込） 一部繰上返済の場合 …11,000 円（税込）※ J A ネットバンクによる一部繰上返済の場合は 5,500 円（税込） 特約期間終了後に固定金利を選択される場合は、固定金利選択手数料 5,500 円（税込）が必要です。 固定金利期間中に他の金利へ変更される場合は、金利変更手数料 5,500 円（税込）が必要です。 その他の金利に関する条件変更をされる場合は、条件変更手数料 5,500 円（税込）が必要です。 																		
<p>情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（J A バンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部 推進企画課または J A バンク相談所にお申し出ください。 																		

その他	<ul style="list-style-type: none">・お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。・おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」については、「住宅の取得資金にかかる借入残高」のみについて計算し表示いたします。・おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性があります。・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。・書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、5,500 円の電子契約サービス手数料（消費税等含む）が必要です。・現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。・連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
-----	--

商品名	変動固定ミックス型 住宅ローン	
融資要綱	新築・購入コース（協同住宅ローン(株保証)	借換コース（協同住宅ローン(株保証)
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①住宅の新築。 ②土地の購入（2年以内に新築し、居住する予定があること。） ③新築、中古住宅（土地付住宅および分譲マンションを含む。）の購入。 ④住宅の増改築、改装、補修。 ⑤上記①～④の借入と合わせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。） ⑥上記①～⑤に付随して発生する一切の費用。 <ul style="list-style-type: none"> ・保証機関への保証料、長期火災共済（保険）掛金、仲介料、登記手数料、不動産取得税、消費税もあわせてお借入れいただけます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせた増改築・改装・補修のための費用。（現在お借入中の住宅ローンに最低過去3か月延滞等がないことが確認できる方が対象。） ③上記①・②の借入と併せた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換（以下「おまとめ住宅ローン対応」という。）と借換えに伴う諸費用。
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・次の条件を満たし、当 J A が指定する保証会社の保証が受けられる方。 ・当 J A 地区内に在住または在勤の方で当 J A の組合員の方。 （新たに組合員になる場合には、当 J A 所定の出資金をお預かりさせていただきます。） ・前年度税込み年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。） ・勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ・団体信用生命共済（保険）に加入できる方（共済（保険）掛金は J A が負担します。） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・お借入実行時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終ご返済時の年齢が満 80 歳未満の方。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お借入実行時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終ご返済時の年齢が満 80 歳未満の方。
お借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以上 50 年以内とし、1 年単位とします。 ・3 年以上 40 年以内とし、1 年単位とします。 ただし、現在お借入中の住宅ローンの残存期間内とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。 	

お借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。 ただし、融資対象物件が共有の場合は、ご本人の持ち分比率の範囲内とします。 ※ボーナス併用返済を行う場合 ボーナス返済分のお借入金額は、お借入金額全体の50%以内（1万円単位）とします。 ・ おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。 														
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元利均等または元金均等返済 ・ 毎月返済方式（6ヵ月ごとの特定月に返済金額を増額するボーナス併用返済も可能です。） 														
固定金利・変動金利の選択	<p>①当初お借入時に固定金利スタート、または変動金利スタートのいずれかを選択いただきます。なお、固定金利スタートの場合、当初の固定金利期間は3・5・10年の中から選択いただきます。変動金利スタートの場合、当初の変動金利期間はお客様の任意となります。</p> <p>②固定金利選択の取り扱いは次のようになります。</p> <p>A. 固定金利期間満了時または変動金利期間中、その時点での新利率にて固定金利を選択いただけます。なお、固定金利期間中も他の金利種類へ変更いただけます。</p> <p>〔例〕当初固定金利期間5年を選択された場合は、借入当初の利率が適用されるのは5年間に限ります。固定金利期間中も他の金利タイプへの変更が可能ですが、当組合所定の手数料をいただきます。5年経過時点で再度その時点での固定金利を選択することができますが、この利率は借入当初の利率と異なる可能性があります。</p> <p>B. 固定金利期間満了時、固定金利再選択のお申し出がない場合は、自動的にその時点での変動金利に切替えさせていただきます。なお、変動金利選択後も再度固定金利を選択することができます。</p> <p>③固定金利または変動金利へ切替のつど、毎回返済額は変更になります。</p> <p>④固定金利期間満了後に変動金利を選択した場合の利率は、金利動向等により年2回見直しを行いません。</p>														
担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則としてご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。）に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ※当JA、保証機関が必要と判断する場合には、建物の火災共済（保険）の付保確認および質権設定をさせていただきますことがあります。 														
保証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当JAが指定する保証機関（協同住宅ローン株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 														
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証料の支払い方法には一括前払い型と利息組込み型があります。 【一括前払い型】 お借入時に一括して保証料をお支払いいただきます。（0.1%～0.4%） 【お借入額1,000万円あたりの一括支払保証料（例）保証料率0.2%】 <table border="1" data-bbox="336 1778 1428 1877"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>10年</td> <td>20年</td> <td>30年</td> <td>35年</td> <td>40年</td> <td>50年</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>85,450円</td> <td>148,380円</td> <td>191,370円</td> <td>206,140円</td> <td>217,580円</td> <td>232,710円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 【利息組込み型】 お支払いいただく金利の中から保証機関へ支払います。お借入金利が年0.1～0.4%高くなります。 	お借入期間	10年	20年	30年	35年	40年	50年	保証料	85,450円	148,380円	191,370円	206,140円	217,580円	232,710円
お借入期間	10年	20年	30年	35年	40年	50年									
保証料	85,450円	148,380円	191,370円	206,140円	217,580円	232,710円									

手数料	保証会社	<ul style="list-style-type: none"> 保証事務取扱手数料 33,000 円（税込）が必要になります。 ご融資後に、全額または一部繰上返済を行う際には、次の事務手数料が必要です。 全額繰上返済の場合…11,000 円（税込） 一部繰上返済の場合… 5,500 円（税込） 																		
	J A	<ul style="list-style-type: none"> 事務取扱手数料 33,000 円（税込）が必要となります。 ご融資後に、全額または一部繰上返済を行う際には、次の繰上返済手数料が必要です。 全額繰上返済の場合 …55,000 円（税込） 一部繰上返済の場合 …11,000 円（税込）※ J A ネットバンクによる一部繰上返済の場合 は 5,500 円（税込） 特約期間終了後に固定金利を選択される場合は、固定金利選択手数料 5,500 円（税込）が必要です。 固定金利期間中に他の金利へ変更される場合は、金利変更手数料 5,500 円（税込）が必要です。 その他の金利に関する条件変更をされる場合は、条件変更手数料 5,500 円（税込）が必要です。 																		
団体信用生命共済（保険）	<ul style="list-style-type: none"> 当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただきます。 <p>なお、共済（保険）掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済（保険）名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.100%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.100%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.100%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.200%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.100%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.300%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（ワイド）</td> <td>年 0.200%</td> </tr> </tbody> </table>		団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.100%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.100%	団体信用生命共済（連生）	年 0.100%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.200%	がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.100%	がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.300%	団体信用生命共済（ワイド）	年 0.200%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率																			
団体信用生命共済（特約なし）	なし																			
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.100%																			
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.100%																			
団体信用生命共済（連生）	年 0.100%																			
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.200%																			
がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.100%																			
がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.300%																			
団体信用生命共済（ワイド）	年 0.200%																			
9 大疾病補償保険	<ul style="list-style-type: none"> ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、借入利率に年 0.30% が加算されます。 																			
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または金融推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（J A バンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部 推進企画課または J A バンク相談所にお申し出ください。 																			

その他	<ul style="list-style-type: none">・お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。・おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみについて計算し表示いたします。・おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が含まれるため、民事再生法適用時に住宅資金特例措置の対象外となる可能性があります。・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。・書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 <p>なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、5,500 円の電子契約サービス手数料（消費税等含む）が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">・現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。・連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
-----	--